

長与町告示第16号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）の公告・縦覧について

令和8年3月17日

長与町長 吉田 慎一



地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

なお、同項の規定により、利害関係者は、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに長与町に意見書を提出することができる。

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区  
（1）木場地区                      （2）斉藤地区      （3）前田川内・岡中央地区  
（4）馬込・一本松地区           （5）塩床地区
- 2 縦覧期間  
自 令和8年3月17日（火）  
至 令和8年3月30日（月）
- 3 縦覧場所  
長与町役場2階 産業振興課に關係資料を備え置いて縦覧に供する。  
また、長与町ホームページに掲載する。
- 4 意見書の提出方法等  
意見のあるときは、長与町役場産業振興課に文書により提出すること。